

広島県告示第九百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十三年広島県告示第二百三十一号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、横尾地区（追加）から、標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と十号を結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域を廃止する。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦